

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日がと日)

条例第三十七号) の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

四 観光施設事業

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 観光施設事業は、県民の健全な余暇利用の増進を図るため、観光施設の設置及びその管理を能率的かつ経済的に行う。

2 観光施設事業の用に供する観光施設は、米子市に設置する。

(鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例(鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例の一部改正))

◆ 条例 鳥取県営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例

条 例

鳥取県営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

第二条 鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例(昭和三十八年五月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
題名中「鳥取県営埋立事業」を「鳥取県営埋立事業等」に改める。

本則中「埋立事業」の下に「及び観光施設事業」を加え、「昭和三十八年五月二十日」を「次の各号に掲げる日」に改め、本則に次の二号を加える。

一 埋立事業 昭和三十八年五月二十日

二 観光施設事業 昭和四十九年四月三十日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第十五号

鳥取県営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)
第一条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県